

## 令和4年第4回花巻市教育委員会議定例会 議事録

### 1. 開催日時

令和4年3月23日(水) 午後2時20分～4時35分

### 2. 開催場所

石鳥谷総合支所 庁議室

### 3. 出席者(6名)

教育長 佐藤 勝  
委員 中村 弘樹  
委員 熊谷 勇夫  
委員 役重 眞喜子  
委員 衣更着 潤  
委員 中村 祐美子

### 4. 説明のため出席した職員

教育部長 岩間 裕子  
教育企画課長 小原 賢史  
学務管理課長 八重畑 亘  
学校教育課長 佐々木 健一  
こども課長 大川 尚子  
文化財課長 平野 克則  
スポーツ振興課長 鈴森 直明  
花巻図書館長 梅原 奈美  
花巻市博物館副館長 佐藤 恒

### 5. 書記

教育企画課 課長補佐 畠山 英俊  
教育企画課 総務企画係長 瀬川 千香子  
教育企画課 総務企画係主事 荒木田 美月

### 6. 議事録

#### ○佐藤教育長

只今から、令和4年第4回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。  
会議の日時、令和4年3月23日、午後2時20分。

会議の場所、石鳥谷総合支所 庁議室

日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。

議案第5号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関する議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。平野文化財課長。

#### ○平野文化財課長

議案第5号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市文化財保護審議会は、市内に存する文化財の保存活用に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会であります。本審議会の委員につきましては、花巻市文化財保護審議会条例第2条第1項の規定により、委員15人以内をもって組織すること、同条第2項の規定により、文化財に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっておりますが、現在の委員の任期が、本年3月31日をもって満了となりますことから、10名を委員に任命しようとするものであります。

議案書の1ページと議案資料1ページの議案第5号資料を併せてご覧願います。

任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議案書のとおりでありまして、10名全員が再任であります。

任命は、令和4年4月1日付け、任期につきましては、同条例第2項第3項の規定により、2年となっておりますことから、令和6年3月31日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○佐藤教育長

只今、文化財課長より説明がありました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第5号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

## ○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第5号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第6号「第四次花巻市子ども読書活動推進計画の策定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。梅原花巻図書館長。

## ○梅原花巻図書館長

議案第6号「第四次花巻市子ども読書活動推進計画の策定に関し議決を求めること」についてご説明申し上げます。

子ども読書活動推進計画につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項において「市町村は、子ども読書活動推進計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。」とされており、花巻市におきましても、平成19年に第一次計画を、平成24年に第二次計画を、平成29年に第三次計画を策定し、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備をするための基本的な施策と目標を定めるとともに、目標達成のために必要な事業に取り組んでまいりました。

ご案内のとおり、現在の第三次計画については、計画期間が令和3年度までとなっていることから、令和4年度を初年度とし、令和8年度までの5年間を計画期間とする「第四次花巻市子ども読書活動推進計画」の策定に取り組んできたところであります。

策定に当たりましては、第三次計画の実績を検証、振り返りながら、より実効性のある計画にするために、各地区読書ボランティア団体、及び、幼稚園、認定こども園、保育園、学童クラブ、市PTA連合会などの関係団体と意見交換をして計画案を作成し、その計画案を花巻市立図書館協議会、及び教育委員会協議会においてご説明させていただき、多くのご意見を頂戴し、その都度、その内容を計画案に反映してきたところであります。

2月22日の教育委員会協議会、及び2月21日から3月4日まで書面開催した花巻市立図書館協議会では、パブリックコメント実施後の最終案をご説明させていただき、教育委員会協議会では、計画案の14ページ、「学校における読書活動の推進のための取組」の部分になりますが、「⑥教職員は自己の読書生活を豊かにするとともに、家庭や地域と連携・協力しながら児童生徒の読書活動を進めます。」と記載していた部分を削除するよう修正意見をいただきましたことから、本日提案した計画案では、その部分をすでに修正させていただいております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

## ○佐藤教育長

只今、事務局から説明を受けました。骨子については、すでに協議会等でご意見をいた

だいたわけですが、推進計画案ということで整理していただきました。この件につきまして、質疑ございませんか。役重委員。

**○役重委員**

質問ではないのですが、要望としてお伝えしたいと思います。

計画案としては充実したものになっていると思いますので、運用していく段階で、特に13ページ以降にありますように、地域で読み聞かせであるとか、子どもたちの放課後クラブでの活動であるとか、地域の中で子どもたちに本の世界を見せてくれるような活動を地道にされている方々がたくさんいらっしゃいます。そのような団体をしっかり支援していくということ、そして連携するということ、特に新しく計画されている図書館等との連携に十分配慮しながら、計画を進めていただきたいと思います。以上です。

**○佐藤教育長**

ご意見でありました。

ほかに質疑ございませんか。衣更着委員。

**○衣更着委員**

19ページ、目標4の貸出し冊数の（設定の考え方）についてですが、どのような割合を設定しているのですか。0.3冊を加算するという考え方がわからないので、説明をしていただければと思います。

**○佐藤教育長**

梅原花巻図書館長。

**○梅原花巻図書館長**

目標冊数の設定につきましては、第三次計画の目標の設定のしかたをそのまま継承したのようになりますが、実現可能な冊数ということで引き続き使用いたしました。

**○佐藤教育長**

衣更着委員。

**○衣更着委員**

0.3とか0.2は、目標の設定に合わせるための係数みたいなものですか。目標値を切りのいい数字にするためとか、そのような意味なのですか。

**○佐藤教育長**

目標2の（設定の考え方）のところ、毎年度0.1冊を加算していくということですが、どのような考え方から0.1になっているのかということだと思います。本の場合、1冊とか2冊とか端数がない考え方ではないのかという考えもおありなのかと思います。梅原花巻図書館長。

**○梅原花巻図書館長**

本来であれば、本ですので、毎年度1冊ずつ増やすという考え方もあるのですが、そこまで目標を高くしてしまいますと、最初から実現が不可能な数字になるのではないかと懸念がございました。5年計画ですので、5年先を見越したときに1冊増える、毎年度

0.3冊ですと2冊までは増えなくても1.5冊、1冊以上は増やしたいと、そういったところで割り返して設定した数字になります。

○佐藤教育長

衣更着委員。

○衣更着委員

わかりました。

○佐藤教育長

本離れ、活字離れの中で、ゆっくり増やしていくという考え方になろうかと思います。ほかにございませんか。中村委員。

○中村祐美子委員

6ページ、(2)の地域における読書活動の現状と課題【課題】①に、「世代間交流も含めながら地域としての取組が必要です」とあるのですが、その後に具体的な取組が書かれております。この具体的な取組の中に、世代間交流に対する取組が見られない感じがするのですが、読書と世代間交流はどのような活動を想定されているのか、イメージが湧かなかったので教えていただければと思います。

○佐藤教育長

梅原花巻図書館長。

○梅原花巻図書館長

今回、第四次計画を策定するにあたって、各地区の読書ボランティアの皆さんからお話を伺いました。その中で、読書ボランティアは、今は学校や図書館等でお子さんを対象に読み聞かせをしているけれども、場所は振興センター等どこになるかというのは設定次第だと思いますが、地域に入って、子どもたちだけではなくて、地域の広い年代の人たちに読み聞かせ等を行うことで、子どもの読書意欲も高めていくといったこともできるのではないかというご意見をいただきました。確かにそのとおりだと思うところがあり、ここに課題として含めております。具体的な取組として、地域での読み聞かせをする際に、子どもだけではなく、いろいろな世代の方がいらっしゃれば本の幅も広がってくるのが考えられます。どのような読み聞かせにしていくかということはこれから検討する必要がありますが、そういった活動を想定しておりました。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村祐美子委員

そうしますと、様々な世代の方が読み聞かせの対象になるということですか。それとも、読み聞かせをする主体が、様々な世代の方になるということですか。

○佐藤教育長

梅原花巻図書館長。

**○梅原花巻図書館長**

対象の世代を広げて読み聞かせをしていくことで、おそらく親子だったり、おばあちゃんとお孫さんだったりとなると、家庭でもどんな本を読んでいけばいいのかというような質問などが出てきて、活動が広がってくるのではないかと考えております。

**○佐藤教育長**

中村委員。

**○中村祐美子委員**

ありがとうございます。

**○佐藤教育長**

ほかにございませんか。

これは読書に関する法律の第5条から第7条の事業者、保護者、体制整備について関係するところで、これからの具体的な実践が一番の肝のような気がいたします。実際に、地域で工夫した読書活動等をコミュニティ単位でやっておられるところはあるのですか。具体的な地域での事例があれば、ご紹介いただければわかりやすいかと思っております。梅原花巻図書館長。

**○梅原花巻図書館長**

具体的に地域単位でやっているという情報等はないのですが、図書館全体とすると、地域で映画会や、図書館の視聴覚教材を使っての子ども映画会、地域全体で映画会等を実施していただいているので、そこに読み聞かせも一緒にできるようにPRや取組をこれから行っていきたいと思っています。すでに実施していらっしゃるところもあると思うのですが、具体的に図書館で掴んでいる情報がないので、そこは課題として進めていきたいと思っています。

**○佐藤教育長**

市内には社会教育機関があり、様々な展示や企画を実施しておりますが、そういった中に入っていければよいかと思っております。例えば、今度、イーハトーブ館で子どもたちの賢治作品の絵画展があります。そのようなところで子どもたちが集まる機会があれば、賢治作品をみんなで声を出して読んでみるとか、わかりやすく説明してみるとか、絵画が中心だけれども、読書活動を織り交ぜるとか、工夫があればどんどん実現していくと思っております。新たにゼロから始めるよりも、すでに計画されているものに摺り合わせていくこともよいと思っております。

ほかにございませんか。

(なし)

**○佐藤教育長**

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第6号「第四次花巻市子ども読書活動推進計画の策定に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第7号「花巻市スポーツ推進計画の中間見直しに係る意見に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。小原教育企画課長。

#### ○小原教育企画課長

議案第7号「花巻市スポーツ推進計画の中間見直しに係る意見に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。

本議案は、花巻市スポーツ推進計画の中間見直しに係る市長からの意見聴取に関し、教育委員会としての意見について、議決を求めようとするものであります。

内容についてご説明いたします。議案及び議案第7号資料を併せてご覧願います。

花巻市スポーツ推進計画の中間見直し案につきましては、本年1月28日に開催された、令和4年第1回教育委員会協議会において、事務を所管する市長部局からの説明があり、委員の皆様からご意見をいただいているところであります。この意見については、議案第7号資料その2に記載しておりますとおり、計画案に反映されまして、今般、最終案としてまとめられたところでありますが、この最終案について、議案第7号資料その1のとおり、本年3月9日付けで、市長からスポーツ基本法第10条第2項の規定により教育委員会に対する意見聴取の求めがあったため、議案書5ページのとおり、計画案に対して、異議がない旨を回答しようとするものでございます。

なお、経過や意見反映の内容、計画の概要等については、引き続き、所管するスポーツ振興課からご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○佐藤教育長

鈴森スポーツ振興課長、説明をお願いいたします。

#### ○鈴森スポーツ振興課長

1月28日に教育委員会協議会に出席させていただき、委員の皆様方からご意見等を頂戴いたしました。資料につきましては、第7号議案その1の裏でございます。

熊谷委員から2件、ご意見をいただいております。

一つ目、数値目標につきましては、少々高いのではないかというご意見をいただきました。これにつきましては、協議会の席上で、潜在的にまだ取り組んでいる方がいらっしゃるということも含めて掘り起こしを図っていきたいという趣旨の回答をいたしました。その部分については、計画書の中に具体的な文言としては記してございません。

二つ目、スポーツ少年団の活動についてでございます。いわゆる勝利至上主義になっているのではないかというご意見でございました。これにつきましては、協議会の席上では、そのほかのスポーツクラブの活動を、もう少し皆さんが取り組めるような形で検討してまいりたいという趣旨の回答をさせていただいております。

中村祐美子委員からは、指導者の育成の中でコンプライアンスについて、あるいは、人権の尊重についてどうなっているのかという趣旨のご質問がございました。協議会の席上では情報を持ち合わせておりませんでしたので、その後、スポーツ少年団に確認いたしました。計画案への反映という部分に記してございますが、指導者の養成・研修の中で、反論行為の根絶、あるいは、信頼関係の構築というプログラムもあることを確認いたしましたので、そういった中で講習等は実施されているということをお答えさせていただきます。指導者等の講習につきましては、計画案に含んでおりますので、そういったことも含め、指導者の養成を図っていききたいという趣旨で計画を策定してございます。

それから、衣更着委員からも2件ご意見を頂戴いたしました。早起きマラソンにつきましては、協議会での回答はそのとおりでございまして、なかなか3町まで広がらないというご回答をさせていただきました。また、クライミングについてですが、現在、5つのスポーツ施設の中で、競技ができるのは大迫体育館のみであると回答をさせていただきました。

中村弘樹委員からは、スーパーキッズについてのご質問がございました。花巻市としてスーパーキッズには取り組んでおりませんので、記述に若干語弊があったかと思えます。あくまでもジュニアアスリートの育成は岩手県が主体となって推進しており、岩手県の協力要請あるいは協力依頼に対して積極的に対応していくという形で文言を整理させていただきました。協議会の後に第2回スポーツ推進審議会を開催し、そこでは、特段意見はございませんでしたので、それをもちまして、3月7日に審議会から答申という形で答申書をいただいて、現在に至っているという状況でございます。よろしく願いいたします。

#### ○佐藤教育長

前回の協議会でいただいた意見の反映に関する回答でございました。それらを含めて、特にご意見があればお願いしたいと思います。役重委員。

#### ○役重委員

1点お聞きしたいのですが、スポーツ推進計画の5ページに、施策の体系ということで全体の見取り図があります。一番下に(2)スポーツツーリズムの推進とあります。これからの可能性として注目されるべきところだと考えているのですが、中身を見ても具体的なところがわかりませんので、具体的にどのように進めようとされているのか確認させていただきたいと思います。

#### ○佐藤教育長

鈴森スポーツ振興課長。

### ○鈴木スポーツ振興課長

スポーツツーリズムの推進につきましては、計画書16ページに記載してございます。  
今、大規模なスポーツ大会、あるいは合宿等につきましては、スポーツコンベンションビューローという組織で、大学での合宿、あるいは大会等の誘致をお願いしている状況でございます。その中で、こういった部分についても広がりを持たせながら、今後推進していければという趣旨でございます。

### ○佐藤教育長

役重委員。

### ○役重委員

スポーツツーリズムに関しては、県のスポーツ推進計画を見てもそうですが、大規模スポーツ、今おっしゃったコンベンションビューロー、大規模イベントとかスポーツ合宿の誘致とか、そういったジャンルの中で捉えられています。これは実際に、例えば、大規模大会ではなく、小さな交流とか触れ合いとか、地域を歩いたり走ったり、自転車で走行しながら地域の魅力を発見するといったグリーンツーリズムと関わるような取組がこぼれてしまっています。そういった取組をされている方々は、沿岸被災地などに結構多いのですが、お聞きすると、やはり行政ではスポーツ部局と観光部局というのが縦割りで分かれています。なかなかそういった取組を支援してもらえないということがあります。この計画の体系の中でも、すでに大規模スポーツ大会の開催という柱の中に入っていますが、実際の取組では、小さい取組についてもスポットを当てて、ぜひ支援をしていただきたいと思うのですが、そうしたお考えはありますか。

### ○佐藤教育長

鈴木スポーツ振興課長。

### ○鈴木スポーツ振興課長

そのとおりです。例えば、東和で行われている棚田マラソン等についても、もう少し注目して市としても応援をしていきたいという考えもございます。先ほど、大規模大会の話ばかりでしたが、地域に根ざしている、あるいは大事にしている大会につきましても、併せて情報をキャッチしながら支援していきたいと考えてございますし、計画を進めていく上で、そのような視点も大事にしたいと思っております。

### ○佐藤教育長

役重委員。

### ○役重委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

### ○佐藤教育長

ほかにございませんか。衣更着委員。

### ○衣更着委員

前回協議した際にもお話ししましたが、8ページ、早起きマラソンに関する課題につい

てです。開催会場の維持が課題となっている理由として、近年の少子高齢化により参加者が少ないとあります。前回、これを直接的な原因としてよいかどうか疑問に思い、最適な文言がないのかということをお話ししました。社会生活の変化と入れたほうがよいのではないかと教育長がおっしゃったと記憶しております。少子高齢化だけだと課題解決の直接的な手掛かりにならないように思いました。前回、学校と教振のつながりが弱くなったことについて申し上げました。早起きマラソン会場に行くまでも車を使って行くことになります。そうすると、歩いて会場まで行ける子どもはよいのですが、勤務地が遠い親御さんは無理があるわけです。会場設定にも課題解決の手掛かりがあるかということも含め、少子高齢化だけではなく、社会生活の変化により参加者が減少しているといった表現を加えていただければよいかと思いました。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。中村祐美子委員。

○中村祐美子委員

再び、同じ項目についての質問です。競技力の向上の①、計画の12ページになります。①の課題に関して、二つ目のパラグラフに「スポーツ指導者が多忙化しており、スポーツ指導への支障が出ているため、競技力の向上に取り組むために、スポーツ指導者の育成が必要です」とあります。この一文だけ読むと、多忙化のため、その方以外にも新たにスポーツ指導者の育成が必要、増員が必要だと読み取れるのですが、これに対する施策においては、すでにいらっしゃる方々の指導能力を高めるという施策が講じられているように読み取れます。文脈として理解が正しければですが、指導者が多忙化していて、さらに新たな人材が必要だということであった場合には、具体的に新たな人材を確保していくためにどのような取組をしていく必要があるのか、どのような取組をされようとしているのか、具体的な計画があれば教えてください。

○佐藤教育長

鈴森スポーツ振興課長。

○鈴森スポーツ振興課長

スポーツ指導者が多忙化しているという表現ですが、噛み砕いた言い方をしますと、指導者の方々はスポーツ指導のほかに地域で役割があり、いろいろな形で地区の行事等にもお手伝いいただいているケースが多く、多忙であるという趣旨でございました。今、委員がおっしゃいました新しいスポーツ指導者の養成につきましては、前回も少しお話ししましたが、スポーツ少年団、いわゆる初歩の研修会等につきましては、教材費等について、小さいことですが、スポーツ少年団本部から助成しながら、少しずつ指導者の数を増やしていく形で取組をしているということでございます。なかなか、1回に何十人と大多数の養成はできないのですが、現在指導者になっていただいている方以外にも、新しく若い方々にもお願いをしながら、途切れないような形で養成していきたいと考えております。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村祐美子委員

そうしますと、指導力の向上だけではなくて、裾野を広げることもやられているということですね。

○佐藤教育長

鈴森スポーツ振興課長。

○鈴森スポーツ振興課長

大事だと思っております。

○佐藤教育長

中村委員。

○中村祐美子委員

わかりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。熊谷委員。

○熊谷委員

質問です。今、特に中学校で多忙化解消の一環として、部活動指導員を国の施策として多く配置する動きになっています。実際に、花巻市内の学校でも多くの部活指導員が入っていると思うのですが、例えば、市では、そういう意味での連携、協力的なものをどこかに記載されていますか。

○佐藤教育長

鈴森スポーツ振興課長。

○鈴森スポーツ振興課長

部活動指導員につきましては、学校教育課の方が詳しいかと思いますが、7ページに現状と課題ということで挙げてございます。この部分では部活動指導員という明確な文言は扱っておりませんが、学校教育課と一緒に、今後の部活動のあり方について、検討を進めている状況でございます。

○佐藤教育長

熊谷委員。

○熊谷委員

わかりました。

○佐藤教育長

部活動の地域への移行については、まだ始めたばかりで、学校の部活動については、まだ具体的な文言としては出てきていないということで、協議し始めたところでございます。部活動については、今回はスポーツ振興基本計画ですが、文化部の活動もありますので、それについて、例えば、社会教育、生涯学習の中での芸術文化ともリンクしていくこ

とになります。ですから、まず、この計画の中で明確に出しているわけではないのですが、7ページの現状と課題のところ、課題としての認識はあるということです。また、具体策についてはこれからだということ、それから、9ページ、③地域のスポーツ指導者の養成・派遣と関わっていくのだろうと思います。行う場合には、部活動と地域スポーツ、どこで線を引くのかという制度上の問題も出てきます。そのため、もう少し検討の期間が必要だと思います。学校の多忙化解消の検討から現在は進めていますが、明らかな形での文言としては、今回は出せなかったということで、ご理解いただければと思います。当然、これが入ってきた場合については、この計画の中に後から盛り込まれることもあるだろうということで、まず、社会体育を基本とした計画だということの認識をお願いできればと思います。

ほかにございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

#### ○佐藤教育長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第7号「花巻市スポーツ推進計画の中間見直しに係る意見に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

#### ○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第7号は原案のとおり議決されました。

次に議案第8号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。佐藤花巻市博物館副館長。

#### ○佐藤花巻市博物館副館長

議案第8号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」ご説明申し上げます。

本議案は、東和ふるさと歴史資料館を廃止することに伴い、教育財産の用途を廃止することについて議決を求めようとするものであります。

議案の内容についてご説明申し上げます。

東和ふるさと歴史資料館につきましては、すでに第1回定例会において議決されておりますとおり、本年3月31日をもって廃止いたしますので、その教育財産の一切について用途廃止をしようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○佐藤教育長**

只今、花巻市博物館副館長より説明を受けました。この件について、質疑ございませんか。

(なし)

**○佐藤教育長**

「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

**○佐藤教育長**

「異議なし」と認め、議案第8号は原案のとおり議決されました。

なお、議会の委員会等でも、資料館の今後の活用について、どうしていくのかというご質問がございましたが、活用については、まず地元の方々のご意見をしっかり伺ってからということで進めたいと思います。

次に議案第9号「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。小原教育企画課長。

**○小原教育企画課長**

議案第9号「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第180条の7の規定による花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る事務処理の見直しについて、市長と協議しようとするものであります。

協議の内容についてご説明いたします。議案書の8ページの協議書案及び議案第9号資料を併せてご覧願います。

本協議は、「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」第3条の改正に関するものでありますが、同条は、補助執行に係る事務処理の規定であり、同条第2項は「補助執行機関の専決権者を、教育委員会事務局の専決権者と同等の者」、具体的には、「副市長」を専決権者とするため、平成24年8月に規定を整備した条項でございます。

補助執行の制度については、昨年7月28日の教育委員会協議会でも委員皆様にご説明させていただいておりますが、地方自治法第180条の7の規定に基づき、本規則により実施する補助執行については、この規則の第2条の表に定める教育委員会の権限に属する事務

の一部を、それぞれ指定した市長部局の職員が処理することを定めているものであり、その職務権限は、引き続き、教育委員会が有しているところでございます。

このため、補助執行事務の事務処理に関し、指定した市長部局の職員の権限を越えるような決定等につきましては、市長や副市長ではなく、教育委員会が行う必要がありますことから、今般、当該規定を削ろうとするもので、その他の改正は、文言の整理を行うというものでございます。

なお、参考までに、補助執行先の機関からは、平成24年にこの規定を追加した後、副市長が専決した事例はないと伺ってございます。

なお、この協議について議決をいただいたならば、市長に協議書を送付いたしますが、その後、市長からこの協議結果を了とする旨の通知が届きましたならば、直近の教育委員会議において、この規則の一部改正についてお諮りする予定でありますことも申し添えます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。役重委員。

#### ○役重委員

補助執行というのはあくまで補助執行で、市長部局から、たまたま事務を別の執行機関の職員が補助執行するというのももちろんありますが、そもそも、市長部局の職員は市長の補助機関でもありますし、教育委員会の職員は、教育委員会の補助機関でもあるわけです。そういうことを考えますと、要するに権限を超えるところは元の権限を有する執行機関が行うというのはそのとおりだと思うので、原則に戻るとのことだと思いますが、その場合には、当然、決定する時のみ教育委員会で権限を行使しますということは無責任にできませんので、通常の事務執行の中で、協議をきちんと教育長に、その担当課からしていただくということにしかならないのだろうと思います。そういったことが、本当に事務処理上可能であるのか、それを受けて我々教育委員も教育長からお話を聞きつつ、判断しなければいけないという責任を負うことになりますので、その部分について、どういった実務上のやり方をとるおつもりなのかということ、この議題で、関連しているのかどうかということもありますが、確認させていただきたいと思います。

#### ○佐藤教育長

小原教育企画課長。

#### ○小原教育企画課長

只今、役重委員がおっしゃったとおりの今回の協議ということになります。基本的な補助執行事務の考え方といたしましては、議案資料の11ページに記載のある、第2条の表に書いてあります事務、そして、この事務を行う人はこの人ということで、表に記載してあ

るとおりでございますので、あくまで、教育委員会の事務の一部をこの方々で処理してもらうというのが原則になります。ただ、この方々を超える判断を要するもの、例えば、こちらに書いてあるのは、社会教育委員に関することのような事務もございます。昨年、教育委員会議の中で、任命の同意をいただいたという経緯がございますが、基本的に生涯学習部長までの決裁で、教育委員会議に諮っていいかという決裁をとった上で、それ以降は副市長ではなく、教育委員会議にお諮りして、選任の同意をいただいたという流れが例としてございます。基本的には、何もかも全部が、この補助執行職員を超えて教育委員会に来るというものは、それほど多くは想定してございませんが、例えば、今、申し上げたようなものなどについては、そういった事務処理の流れがあらうかと想定してございます。

#### ○佐藤教育長

役重委員。

#### ○役重委員

そうした場合に、人事とか任命等はよいかと思うのですが、ここにあるように、例えば、図書館に関することであつたり、各種施設に関することであつたり、決裁としては上がってこないとしても、通常の事務を見る中で何が起きているのか、どういったことが課題になっているのかというのをわかっていてこそ、いざというときの判断ができるということだと思いますので、先ほどおっしゃったような人事以外に上がってくることもあると思います。無いに越したことはありませんが、何か起こったときはやはり上がってくるわけです。そうした際、お互い無責任体制にならないために、普段から状況をきちんと聞いて協議をしてもらうことが必要だろうと思いますが、それでは補助執行させた意味がない、相変わらず教育長だけが忙しいということになりかねないので、そのあたりを心配しているわけです。何か良い知恵があれば教えてください。

#### ○佐藤教育長

今まで補助執行について、いろいろなことを思考してきたわけですが、実際、昨今のこの協議会等の動きですすでにご理解いただいているように、教育委員会として、補助執行を出しっ放しはやはり良くなかったということがあります。教育全体、特に社会教育生涯学習の動きについて、なかなかご理解、情報提供する機会がなかったということも反省しております。具体的には、このようにしていろいろな場面で、補助執行している部分でも、教育委員にお知らせしなければならない部分、話題としなければならない部分、当然、議決をいただかなければならない部分がもちろん必要です。また、これからの事業計画、施策の推進について、例えば、毎年「花巻の教育」を出しておりますが、来年度からは、生涯学習社会教育も包含した形で整理して出すべきだということで、そうすれば当然、計画はわかりますし、反省、評価等も年度末までにやっていかなければならないこととなります。そのようにするなどして、齟齬はなくしていきたいということです。どこまでやるかということになるかと思いますが、お願いしている部分についてはお願いする、課題となる部分については共有する等、適宜進めていくということです。まず、原則に基づいて一

番やりやすい形、あるいは、実態に即して今回は整理をしたということでご理解願えればと思います。教育委員会では、逆にこども課の業務は補助執行を受けている立場でもありますし、それから、生涯学習等については、補助執行に出しているというこれまでの経過があつての形態で進めておりますので、そういったところも含めながら見直しを図りつつ、実態に即した形で進めていくということで、全体とすればそのような方向でいきたいと思っておりました。役重委員。

#### ○役重委員

そのようなことかと思えます。ぜひ、そのあたりを意識して進めていただきたいということがありますし、これは十分にご研究なさったと思うのですが、いろいろな自治体でこういう問題が起きていますので、具体的にこのような時はどうなっているだろうということを、相互に参照していただきながら、我々も教えていただきながらやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

#### ○佐藤教育長

ほかにございませんか。よろしいですか。

(なし)

#### ○佐藤教育長

それでは、「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第9号「花巻市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議に関し議決を求めることについて」を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

#### ○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第9号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第10号「花巻市教育委員会行政組織規則及び花巻市博物館管理運営規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から内容についてご説明をお願いします。小原教育企画課長。

#### ○小原教育企画課長

議案第10号「花巻市教育委員会行政組織規則及び花巻市博物館管理運営規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

本規則は、行政組織の改編に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

はじめに、令和4年度の主な組織機構の改正の概要について、お手元に配付しております議案第10号資料その3によりご説明申し上げます。

主な内容といたしましては、3点ございます。

1点目は、先ほど来お話が出ております、「東和ふるさと歴史資料館の廃止」であります。東和ふるさと歴史資料館につきましては、用途廃止の議案でもご説明しましたとおり、本年3月31日をもって、廃止するというものでございます。

2点目は、花巻市史の編さん作業を進めるために、花巻市博物館内に市史編さん室を新設するというものであります。

3点目は、花巻幼稚園に正職員を配置するというものであります。花巻幼稚園においては、本年度は、会計年度任用職員が園長を務めておりましたが、指揮監督の権限を強化するため、課長補佐級の正職員を配置することとしたものであります。なお、同職員は、土沢幼稚園の園長も兼務いたします。

次に、改正の内容についてご説明させていただきます。お手元に配付しております議案第10号資料も併せてご覧くださいようお願いいたします。

改正の内容、第1条は、「花巻市教育委員会行政組織規則の一部改正」であります。

条文の部分の第8条は、文化財課の分掌事務の規定であります。博物館に市史編さん室を新設することに伴い、同条第5号に規定する「市史の編さんに関すること。」を削るほか、第7号の文言整理を行うものであります。

第21条は、教育委員会事務局に置く職員の職及び職務の規定であります。学校教育課とこども課に配置する主任指導主事及び指導主事の職務をそれぞれ明確化するため、規定内容を整理するものであります。

第23条は、教育機関の規定であります。花巻幼稚園長兼土沢幼稚園長として、正職員を配置することに伴い、幼稚園の園長及び副園長の職務の規定を整理するほか、東和ふるさと歴史資料館の廃止に伴い、博物館分館事務長の規定を削るものであります。

次に、第2条は、「花巻市博物館管理運営規則の一部改正」であります。条文の部分、第2条は、博物館の係の規定であります。博物館に、新たに「市史編さん室」を設置することについて定めるものであります。

第2条の2は、係及び室の分掌事務の規定であり、旧第2条においては、「分掌事務は、館長が定める。」としていたものであります。他の教育機関の管理運営規則の例にならって、規則の中で分掌事務を明文化するものであります。

第3条は、博物館の入館の手続についての規定であります。様式第1号として定めている博物館入館券のうち、東和ふるさと歴史資料館の入館券を廃止するものであります。

次に、施行期日ですが、本規則は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。役重委

員。

#### ○役重委員

幼稚園に関して、両幼稚園の園長を兼務するというので、課長補佐級の園長とお聞きしたと思います。これまで、土沢幼稚園の園長と副園長がいて、そうしますと、通常、土沢幼稚園には副園長が勤務することになるのですね。そのときに、決裁権限は、今までどおり園長の決裁を必要とするということなののでしょうか。実際、場所も違うわけですし、子どもたちが目の前でいろいろ物事を起こしますので、それで大丈夫なのかという点をお聞きします。

#### ○佐藤教育長

大川こども課長。

#### ○大川こども課長

決裁権についてですが、これまで、花巻幼稚園に関しましては、園長が会計年度任用職員でしたので、実際は、正職員である課長補佐級の副園長が決裁権者となっておりました。土沢幼稚園については、園長、副園長がおりましたので、園長が決裁権者となっております。今度は、花巻幼稚園に正職員の園長を置くということで、土沢幼稚園長を兼務するということとなりますので、決裁権者は、花巻幼稚園長が、土沢幼稚園の決裁権者になります。先ほどの説明にもございましたが、これまで、花巻幼稚園の園長は会計年度任用職員ということで、学校教育に専門的な知見を有する方に園運営の助言等、専門的な事務を担っていただいておりますが、やはり身分が会計年度任用職員ということで、職員の指揮監督権や決裁権など運営に関する権限は有しておらなかったこと、また、勤務時間も限られているという制約がございました。このたび両園の組織体制を統一するというので、運営面での機能強化を図ろうとする組織改正であります。運営にあたりましては、幼稚園教育の知識と経験を有する正職員を幼稚園長の職に充てるよう、可能な限り人事配置に配慮して進めていきたいと思っておりますし、先日、土沢幼稚園長の内示がありましたが、実際に、花巻幼稚園長が土沢幼稚園にどのくらいの頻度で行くかということに関しましては、これから話を詰めるところでありますが、なるべく土沢幼稚園のこれまでの体制から大きく支障が出ないように、配慮して進めてまいりたいと考えているところです。

#### ○佐藤教育長

岩間教育部長。

#### ○岩間教育部長

決裁に関してですが、現在もサイボウズのワークフローを使い、実際には、書類の行き来なしで決裁ができるという体制が整ってきておりますし、また、再来年度からは、伝票に関しても電子決裁で行っていくことで、実際に、その場になくても決裁はできるという環境になってきています。それと併せて、先ほど課長から申し上げましたとおり、週に1回なのか、そのあたりはこれから詰めますが、実際に、園長が土沢幼稚園に足を運ぶことも定期的に行うよう調整しておりますので、その二つを合わせれば、決裁に何か問題が

生じることはないのではないかと考えております。

**○佐藤教育長**

参考までに、来年度の土沢幼稚園の規模と職員体制をお話しいただければと思います。  
大川こども課長。

**○大川こども課長**

令和4年度の土沢幼稚園の規模でございしますが、5歳児が3名、4歳児が4名、全部で7名という園児数でございします。職員配置につきましては、常駐するのが副園長、会計年度任用職員の講師が1名の計2名になりますが、そのほかに保育サポーターとしてパートタイムの保育士を2人配置する予定としております。それから、花巻幼稚園長と花巻幼稚園の園務員が土沢幼稚園も兼務することになりますので、週に何度か足を運んで事務に当たるという体制で進める予定でございします。

**○佐藤教育長**

役重委員。

**○役重委員**

体制についてはわかりました。決裁については、そのとおりいろいろ解決方法もあると思うのですが、要するに、そこに管理者がいないということで、確かに園児が7人しかいないということではあるのですが、何があるかわからないということです。やはり子どもがいる場において、花巻幼稚園に聞かないとわかりません、園長が不在で判断ができませんということが、おそらく保護者や外部者との関係で出てくるだろうということが予想されます。そこは努力して運営していただけていると思っておりますが、人事のことですのでよくわかりませんが、花巻幼稚園において会計年度任用職員が園長であった場合は、副園長がそれなりの権限を持ってやっていたということですので、その杓子定規に、同じ副園長だからということではなく、土沢幼稚園の副園長に、やはりある程度の判断を任せられるような、そういった研修やスキルも身につけていただくようなことがないと、なかなか保護者としては心配ではないかと思うわけです。そのあたりのことを、ぜひ配慮していただいて、現場をよく見ていただきながら、引き続き検討していただければありがたいと思っております。

**○佐藤教育長**

岩間教育部長。

**○岩間教育部長**

ありがとうございます。土沢幼稚園の副園長ですが、保育園での園長経験がある者をこの閉園を見越した形で、幼稚園の園長の下に入れるということで、研修も兼ねてこの1年、園を運営してもらったという状況です。幼稚園の経験のない分をこの1年間で学んでいただきましたが、実際には、保育園の園長として勤務してきた方ですので、そのあたりはきちんと、権限を分ける形で、副園長の判断でできる部分もきちんと確保していく必要があると思っておりますし、その実力はある職員を配置したと思っております。

**○佐藤教育長**

ほかにございませんか。熊谷委員。

**○熊谷委員**

2点伺います。令和4年度から園長は課長補佐級の正職員ということで改正になるということですが、これは今後も継続ということでしょうか。つまり会計年度任用職員は、また何年後かには採用、任用することではないかという確認です。

それから2点目は、土沢幼稚園、来年度の在園児が7名ということですが、花巻幼稚園と園長が兼務になることについては、保護者や地域の方々には、すでに話は通してあることなんでしょうか。

**○佐藤教育長**

大川こども課長。

**○大川こども課長**

1点目のご質問について、このたび両園の組織体制を統一するというので、運営面での機能強化を図るための組織改正でございますので、また何年後かに会計年度任用職員の園長をとすることは、現在は考えていないところです。

それから、園児数が少ないということで、職員体制につきましては、今年度、土沢幼稚園の保護者の方と何回かの懇談会を開催しており、その中で、職員の体制についても説明をしてきたところでございます。最後に説明をしたのが人事異動発表の前でしたので、あまり詳細についてお話ししていないのですが、常駐の職員は2名入りますし、2名の保育サポーターを配置しますということ、園長も週に何回かまいりますということで、保護者の皆様にはお話ししており、ご理解を得たと捉えております。地域への説明についてですが、11月に東和地域の区長会があり、その席において、土沢幼稚園の今後の方向性について方針が決まりましたということで説明はさせていただいたところでございます。

**○佐藤教育長**

ほかにございませんか。

(なし)

**○佐藤教育長**

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第10号「花巻市教育委員会行政組織規則及び花巻市博物館管理運営規則の一部を改正する規則」について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

## ○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第10号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第11号「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則」を議題といたします。提案内容をご説明お願いいたします。大川こども課長。

## ○大川こども課長

それでは、議案第11号「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

本規則は、花巻市立土沢幼稚園の園児数の減少に伴い、花巻市立幼稚園の学級の編制について定めるほか、所要の改正をしようとするものであります。

はじめに、花巻市立土沢幼稚園の運営方針につきましてご説明いたします。お手元に配付いたしております議案第11号資料その3をご覧ください。

花巻市立土沢幼稚園の運営につきましては、園児数の減少に伴い、令和2年度に策定いたしました「花巻市公立保育園・幼稚園の適正配置に関する基本指針」における公立幼稚園の最小の規模であります。4歳児及び5歳児の児童数がそれぞれ8人、幼稚園全体の規模がおおむね16人を満たさず、今後も同様の状況が続くものと見込まれますことから、教育委員会として子どもの育ちに必要な教育環境を提供することが困難であるとの考えに基づき、土沢幼稚園を閉園する方針を在園児の保護者の皆様へお示しし、令和3年度において話し合いを重ねてまいりました。令和3年9月17日に開催いたしました、運営方針に関する保護者の皆様への説明会において、土沢幼稚園を最長で令和5年度末に閉園とすること、令和4年度以降は4歳児及び5歳児による合同保育を実施することの教育委員会の方針についてご説明申し上げ、ご理解をいただいたところであり、このことにつきましては、令和3年10月22日の令和3年第6回教育委員会協議会の場でご報告申し上げ、また、11月18日に開催されました第2回東和地域定例区長会議の場において、東和地域の行政区長の皆様へご説明申し上げたところでございます。

次に、改正の内容についてご説明申し上げます。第3条の2は、学級の編制について、幼稚園の学級は学年の始めの日の前日において同じ年齢にある園児35人以内をもって1学級として編制することを基本といたしますが、特別の事情があるときは、異なる年齢の園児で編成できることを定めるものであります。その他の改正は、文言の整理を行うものであります。

次に、施行期日であります。本規則は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

## ○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。役重委

員。

**○役重委員**

資料その3の右下の土沢幼稚園の運営方針という中で、令和4年度は4歳児もいるので合同1学級になるということで、教育課程の欄に「4、5歳児それぞれの教育課程をもとに、合同の短期指導計画を作成し保育を展開」とあるわけですが、実際に、合同の短期指導計画とは具体的にどのようなことか教えていただきたいと思います。

**○佐藤教育長**

大川こども課長。

**○大川こども課長**

教育課程につきましては、5歳児、4歳児それぞれに編成し、その上で合同のということで短期指導計画を作成して、教育を実施するというようにしておりますが、基本的には5歳児、4歳児の合同教育が中心ということにはなるのですが、発達段階に応じて、5歳児、4歳児それぞれの教育が必要となる場面におきましては、教室を分けて実施することも想定しておりまして、単独教育、合同の教育等を組み合わせながら教育効果を高めることができるように努めてまいりたいと考えているところです。

**○佐藤教育長**

コンパクトに言うと、幼稚園教育の複式という形態をとって、それぞれの学齢の子どもたちに必要な部分はそれぞれ行い、合同で行える活動については合同で行うという柔軟な教育課程を組むということです。役重委員。

**○役重委員**

学校教育法の中で義務教育小学校の複式については定めがあると思うのですが、幼児教育、幼稚園に関しては、法律上どのようなことになっているのでしょうか。

**○佐藤教育長**

岩間教育部長。

**○岩間教育部長**

法律上の定めはございません。このくらいの人数になったら、こうしなさいというものはございません。ただ、県内でも幼稚園の複式が非常に進んできており、先行事例等を勉強させていただいて、今回の改正を行わせていただいたという状況でございます。保護者の方々も、特に年長児の保護者の方は、やはり小学校に向けた5歳児ならではの部分があるところを気にしていらっしゃると思いますので、先ほど教育長が申し上げたとおり、学校の複式と同じような形にはなるのですが、その中で、やはり5歳児特有の学びの部分は、個別に保障していくことは必要だと思っておりますので、場面に応じて、合同ではなく、それぞれのクラスでの教育の時間をとっていくということで考えております。

**○佐藤教育長**

年長児の場合については、就学ということを前提とした一定のアプローチのカリキュラムが絶対に必要です。これは4歳児にはできないということで、そこはきちんと整理をし

てやっていくことになるかと思えます。基本的に担任は複式の担任だけれども、指導場面ではそれぞれのコースごとに入っていきことになるかと思えます。今、カリキュラムの編成等については進めているということです。

ほかにございませんか。

(なし)

#### ○佐藤教育長

それでは、「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第11号「花巻市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則」について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

#### ○佐藤教育長

「異議なし」と認め、議案第11号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第12号「花巻市教育委員会代決専決規程等の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いいたします。小原教育企画課長。

#### ○小原教育企画課長

議案第12号「花巻市教育委員会代決専決規程等の一部を改正する訓令」についてご説明申し上げます。

本訓令は、議案第10号として先ほどご決定いただきました規則改正と同様に、行政組織の改編に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容についてご説明いたします。お手元に配付しております議案第12号資料も併せてご覧くださるようお願いいたします。

第1条は、「花巻市教育委員会代決専決規程の一部改正」であります。条文の部分の第1条の2は、この訓令における定義の規定であります。幼稚園の園長を「課長等」に、副園長を「課長補佐等」に位置付けるほか、現行では、「花巻幼稚園主任指導主事」を「課長補佐等」に定義しておりましたが、配置予定がないことから、当該規定を削るものであります。

第7条は、教育部長の専決事項の規定であります。廃止する、ふるさと歴史資料館の事務長の規定を削るほか、幼稚園や保育園長の旅行命令等に関する規定について、こども課長の専決事項を規定する第10条と併せて、規定内容を整理するものであります。その他の改正は、文言の整理を行うものであります。

次に、第2条は、「花巻市教育委員会公印規程の一部改正」であります。条文の第2条では公印の種類、数、管守する期間を別表に定めることとしておりますが、別表中の「学

校以外の教育機関の長印」のうち、「ふるさと歴史資料館長之印」の規定を廃止するものであります。また、令和3年3月5日に花巻市就学指導委員会条例の一部を改正する条例が公布され、同年4月1日から審議会の名称を花巻市就学指導委員会から花巻市教育支援委員会に改めたことに伴い、別表中の「附属機関長印」のうち、「花巻市就学指導委員会委員長之印」を廃止するとともに、「附属機関長印」に「花巻市教育支援委員会委員長之印」を登録するものであります。

条文の第7条は、公印を亡失又は損傷したときの手続について定めるものであります。が、只今、ご説明した公印の廃棄・新調に当たり、現行の教育委員会公印規程にあっては、「新調や改刻のほか、廃棄」に関する規定がなく、これまでは花巻市が定める公印規程に準じた運用としておりましたが、今般の改正機会をとらえ、花巻市公印規程の同等規定として、第7条の規定を整理させていただきますほか、新たに第8条として新調又は改刻の手続、第9条として廃棄の手続に関する規定を設けようとするものであります。その他の改正は、条項の移動を行うものであります。

次に、第3条は「花巻市教育委員会の所管に属する職員の服務規程の一部改正」であります。条文の第2条第1号は、所属長の定義の規定であります。が、教育機関の長のうち幼稚園長に関する規定を整理するものであります。

第3条は、出勤簿取扱主任の規定であります。が、幼稚園にあっては、これを園長とするよう規定を整理するものであります。

第4条は、幼稚園の園長及び教員が勤務場所を離れて研修を行う場合の承認手続については、花巻市立学校職員の服務規程第11条の規定を準用し、「勤務場所外研修承認申請書」という様式により行う旨を定める規定であります。幼稚園にあっては、市の職員として、勤務場所外での研修のほか、出張や会議等に出席する場合には、この服務規程に定める旅行命令や帰庁後の復命の手続規定があり、事務手続が現に重複していること、また、花巻市教育委員会が別の訓令で定める様式を使用しないことが、教育公務員特例法に定める「研修の機会」を妨げるものにはならないことから、今般当該規定を削ろうとするものであります。

また、この第4条を削ることで条が繰り上がり、新たな第4条となる旧第5条は、花巻市職員服務規定の準用に関する規定であります。が、この訓令の令和2年3月31日付けの改正で、この際、会計年度任用職員の任用手続等に関する条の追加が行われ、準用する条にズレが生じていた部分への対応等、所要の整理を行うものであります。

次に、施行期日であります。が、本訓令は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

#### ○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。この件について、質疑ございませんか。

(なし)

**○佐藤教育長**

それでは、「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第12号「花巻市教育委員会代決専決規程等の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

**○佐藤教育長**

「異議なし」と認め、議案第12号は原案のとおり議決されました。

5分休憩いたします。

(休憩)

**○佐藤教育長**

再開いたします。

日程第3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いいたします。岩間教育部長。

**○岩間教育部長**

それでは、令和4年第1回花巻市議会定例会の教育関係事項について、ご報告させていただきます。

はじめに、教育行政報告であります。資料No.1—2に、市長からの行政報告の内容を添付しております。小中学校の臨時休業の状況について、2月10日の市議会臨時会以降の状況をご説明したものでございます。内容は、前回の臨時議会の内容と修正ございませんので、学校数の部分だけご確認いただきたいと思います。

次に、一般質問でございます。一般質問につきましては、登壇議員14名中4名の議員からご質問がございました。

1点目、佐藤峰樹議員から、小中学校における不登校児童生徒についてのご質問をいただいております。(1)現状、課題及び支援の取組についてでございますが、12月議会において照井省三議員から同様のご質問があり、お答えしている内容とほとんど変わりはありませんので、今回は割愛させていただきたいと思います。

(2)のコミュニティ・スクールが果たす役割について、資料2ページ、2点目のコミュニティ・スクールが果たす役割についての部分からご説明させていただきます。

今年度、湯本地区学校運営協議会を設置、来年度は、5つの中学校区で設置を予定、令和5年度からは、市内全小中学校がコミュニティ・スクールに移行できることを目指して

いることを説明した上で、コミュニティ・スクールを設置するメリットとして、子どもの視点、保護者の視点、地域の視点の別に例示いたしまして、本市の特徴的な取組としては中学校区に一つの学校運営協議会の設置を進めていることをご説明いたしました。また、議員から、学校を取り巻く環境は複雑化・困難化しているというご指摘がございまして、そのとおりであり、不登校の現状において地域の果たす役割は重要であることから、地域総がかりで子どもたちを育成するためのコミュニティ・スクール導入は必要であると答弁いたしました。また、議員から、福祉や医療の専門家が学校運営協議会に参加すべきではないかという趣旨のご発言がございました。これに対しましては、学校運営協議会の委員は、基本的には地域関係者で構成されることから、PTA役員などの保護者、教育振興運動推進協議会役員など、地域団体の代表者、民生委員、主任児童委員などの社会福祉関係者、教職員等が想定されるが、地域に医療や福祉の専門家などがいらっしゃる場合に参画いただくことは、組織の充実を図る上で大変望ましいと考えていると答弁いたしました。

また、市長部局との連携についてのご質問があり、福祉関係機関との連携は極めて重要であると考えており、すでに不登校対応などについて、市の地域福祉課や障がい福祉課、基幹相談支援センターなどとの連携により不登校が改善している事例も増えてきていること、また、総合教育会議でも、これまで不登校、いじめ等を取上げていることを申し上げ、今後も引き続き市長部局との連携を強化しながら、不登校のない魅力ある学校づくりを推進してまいりたいと答弁したところでございます。

次に、照井明子議員からは、花巻市公共施設マネジメント計画について、小中学校に係る部分の実施計画についてのご質問がございました。「花巻市公共施設マネジメント計画・実施計画編」に、大規模改修として載っている学校関係の工事が、桜台小学校しかないが、少ないのではないかとご質問がございました。

このご質問に対しては、花巻市公共施設マネジメント計画における大規模改修の定義ノ内容をご説明した上で、この定義に照らすと、学校施設において合致する事業は、国の長寿命化改修の工事しかないという状況になり、国の長寿命化改修の活用が可能な学校施設は、建築後40年以上経過し、かつ、改修後、30年以上使用する予定のものとされているため、今後、さらなる統合の可能性がないのは、桜台小学校であることから、当該校の長寿命化改修のみを計画に搭載したということを説明したところでございます。

今後、PTAや地域との話合いの中で、30年以上現在の学校施設を使用するという見通しが立った場合においては、適宜公共施設マネジメント計画における大規模改修についても検討していくと答弁いたしました。

二つ目の「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」の見直しについてのお尋ねでございます。これについて改正する必要があるのではないかとご質問がございましたが、まず、この基本方針は、学校の特性に基づいて将来の教育環境に関する基本的な考え方を示したもので、学校の適正規模は、1学級当たり25人から35人が望ましいとし、その規模は、県の35人学級にも合致していること、また、学校の適正配置

の基本的な考え方として、学校統合を含む地域別の考え方は示しているものの、個別具体の学校の配置計画を示しているものではないことを説明いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の関係で1学級当たりの人数を少なくする必要があるのではないかという趣旨に対しましては、文科省が示している「学校の新しい生活様式」では、レベル3の地域においては、1学級当たり20人程度と示されていますが、現在の学校規模においては、小人数教室などを活用しながら、目安とする十分な間隔を確保する学習形態、学習活動が提供できるものと考えていることを説明した上で、現状においては、基本計画の見直しは想定していないと答弁したところでございます。

また、公共施設等適正管理推進事業費の活用についてお尋ねがございました。新しい起債を活用して、学校の改修を進めるべきではないかという内容でございましたが、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、事業費への充当率は90%で、交付税措置率は財政力に応じたものとなっており、花巻市では、45.99%の措置率になると伺っている状況の中で、学校施設については文部科学省の補助金と併せて、交付税措置率が高い合併特例債、過疎対策事業債を活用しており、今回、桜台小学校の長寿命化で活用する学校施設等整備事業債は、交付税措置率が66%と、ご指摘のありました新しい起債よりも交付税措置率がよいという状態にあることをご説明申し上げます。

それから、脱炭素の取組として、これまでどういうものやってきたのかというご質問がございましたので、太陽光発電やLED照明、複層ガラスや二重サッシ等、それから、FF式暖房への切替え等についてご説明をした上で、今後については、令和3年3月に策定された「第3期花巻市役所地球温暖化対策実行計画」に基づいて、市全体の公共施設における導入のあり方に沿った対応を検討していくということで答弁をしております。

次に、照井省三議員からのご質問であります。新型コロナウイルスの感染症対策についてのご質問でございました。まず、臨時休業の基準について、小中学校、保育園等それぞれのような基準になっているかという内容でございました。小中学校につきましては、発症等の症状がある場合、その症状が見られた日、もしくは、無症状の場合はPCR検査又は抗原検査により陽性が確認された日から遡って2日前までの期間に、他の児童生徒との接触による感染拡大の可能性がある場合は、学級単位を基本に、兄弟姉妹や学童クラブの利用状況等を勘案し、学級、学年、あるいは学校単位で臨時休業の措置を行っていること、期間については、当該児童生徒との接触があった最終登校日の翌日から7日間としていること、それから、感染の対象を、全体像を把握するために場合によっては他の学級や学年にも拡大して臨時休業を行うこともあります。その場合はおおむね5日程度としていることを説明いたしました。幼児教育・保育施設及び学童クラブの休園又は休所の判断については、厚生労働省から都道府県の保健衛生部局等と連携の上、市区町村として最終判断するよう方針が示されていることから、施設等からの連絡に基づき、中部保健所へ意見を伺い、休園又は休所の必要性の助言をいただいて、最終的に教育委員会として判断を行っていることをご説明いたしました。また、学校が閉鎖しているときに学童クラ

ブが開いていては感染防止にならないのではないかとのご質問に対しましては、学童クラブは開所が基本である厚労省所管の施設であることから、感染拡大の可能性が少ないと判断されるときは、中部保健所の意見を伺いながら、感染症対策を徹底しつつ開所の対応をしていると答弁したところでございます。

臨時休業の対象となる児童生徒の兄弟姉妹の登園及び登校のあり方についての質問でございましたが、従前と違い、本年1月下旬以降につきましては、中部保健所による積極的疫学調査を目的とした集団でのPCR検査の実施や、集団を単位とした濃厚接触者の絞り込み・特定は実施されない状況となっていることから、臨時休業の対象となった児童生徒は、濃厚接触者に特定されるか否かに関わらず、一律に原則7日間の出席停止となり、その兄弟姉妹も同期間について、同じよう出席停止とした場合は、学習の遅れなどの影響が大きいことから、現在は、臨時休業の対象となった児童生徒の兄弟姉妹については、対象となった児童生徒がPCR検査又は抗原検査で陽性となったものではなく、保健所から個別に行動制限を受けているものではないこと、それから、風邪症状がないこと等を要件に、兄弟姉妹については登校を可としていること、幼児教育・保育施設及び学童クラブの登園、利用のあり方については、開所を基本とする施設であることから、基本的には、原則として一律に登園等の自粛を求めることは行わないことをご説明をいたしました。

幼児教育・保育施設の休園及び学童クラブの休所による保育料の減免については、子ども・子育て支援法の施行規則において、3歳児未満に係る保育料を日割り計算し、実際に保育を実施した日数分のみを保護者に負担いただくこととなっており、休園した日数に応じて日割り計算を行い、翌月以降休園分の保育料相当額を保護者へ還付する対応を行っているほか、感染拡大防止の観点から、市が登園自粛を要請した場合についても同様としていること、また、学童クラブについても同様で、1人当たり日額500円を上限に日割り利用料を減免又は還付する対応を行っているほか、国の制度や補助事業の対象とならない、幼稚園の2歳児以下の児童や認可外保育園施設を利用する児童に係る保育料についても、市独自に国と同様の対応を行っていることを答弁いたしました。

次に、藤井幸介議員から、人口減少対策という視点での学校給食費の第3子以降を無償化してはどうかという質問がございました。これにつきましては、前段において、学校給食がどのような位置付けにあるのかという認識を示した後に、学校教育全体における経済的な支援を目的とした制度として就学援助制度があること、その就学援助制度について、令和4年度からは要件を緩和して、より多くの方々を支援することを予定していること等をご説明申し上げました。その上で、現在、教育委員会で考えている、給食における喫緊の課題は、施設整備の老朽化が進んでいる学校給食センターを新しく建築することであるということで、施設老朽化への対応を早く解決したいこと、そして、子どもたちに安心安全な給食を安定的に提供していきたいという考えであることを申し述べました。その上で、将来的に子育て支援の充実という観点で、方策の一つとして、第3子以降の学校給食費の無償化という提案については検討していく考えもございましてことをご説明したとこ

ろでございます。

次に、資料No.1—1にお戻りいただきたいと思えます。

議案審議でございますが、条例は、花巻市博物館条例の一部を改正する条例でございます。ふるさと歴史資料館の閉館についてご提案し、議決をいただいたところでございます。

次に、【参考】といたしまして、同意人事案件として、市長からの提案で、役重委員と衣更着委員の教育委員会委員の任命に関し同意をいただいたところでございます。

次ページ、令和3年度一般会計補正予算（第17号）でございます。この補正は、ほとんどが国からの内定等が確定したことによる予算の整理でございます。特段、ご説明する部分といたしまして、（ネ）民生債（社会福祉施設）は、わかば学童クラブの施設整備の事業費が確定したことによる減でございますし、（ノ）教育債（学校施設）は、学校給食センターで当初予定していた備品購入に関しまして、先ほど一般質問の中で申し述べたような今後の学校給食センター施設の改修を見通して、センターの備品購入について考え方を変えた部分での減額が発生したものでございます。それから、（ハ）教育債（文化施設）は、熊谷家の修繕に係る分での増額でございます。

イの歳出でございます。歳入と同じ中身になりますが、歳入と直接関わらない部分が（ク）はなまき夢応援奨学金事業でございます。貸与見込みを49人と見込んでおりましたが、実際は、奨学金の利用者が16名であったということで、基金の繰出額が減になったということでの補正でございます。

ウの繰越明許でございます。学校施設、小学校につきましては、桜台小学校の長寿命化改良、南城小学校と宮野目小学校のFF式暖房の更新、それから、大迫小学校のLEDの照明の更新、中学校につきましては、花巻北中学校のLED照明、FF式暖房の更新のそれぞれ協議に時間を要したことにより、次年度へ繰り越すということで議決をいただいたものでございます。駆け足でございましたが、以上で報告を終わります。

#### ○佐藤教育長

只今の報告について、質疑ございますか。役重委員。

#### ○役重委員

2点ほど質問です。一般質問で照井明子議員から大規模改修について、それから、適正配置の見直しについての質問があり答弁されておりますが、これに関して、その後納得されたのかということと、再質問があったのであれば、その状況をお知らせいただきたいと思えます。

もう1点、藤井幸介議員の給食費の関係で、答弁の内容については、私も賛成なのですが、議員が聞いているのは人口減少対策ということですので、いわゆる経済弱者対策という観点とは少し違うのだろうと思いました。もちろん、あえてこう答えられていると思うのですが、県内だと野田村とか九戸村とか、本当に小さい、児童数の少ないところは完全無償化を実施していると思えますが、3人目以降の無償化に関しては、県内でどういった

動向があるのかということもわかれば教えていただきたいと思います。

**○佐藤教育長**

岩間教育部長。

**○岩間教育部長**

照井明子議員の再質問についてですが、30年使うということが決まれば、小規模校でも長寿命化するのかという趣旨のご質問はございました。それに関しましては、地域、保護者との話し合いにおいて、どんなに小さくなくても、やはり残したいというご意見が強固である場合においては、教育委員会としては、教育環境という点ではいかがなものかということでの議論はさせていただくこととなりますが、長寿命化しないというものではございませんという答弁をいたしました。それから、20人学級ということについては、再質問はなかったと記憶しております。

藤井幸介議員につきましては、再質問はございませんでしたが、県内の状況は学務管理課から詳しくお話ししていただければありがたいのですが、第3子以降で区切って保育料を軽減している例は、県内ではございません。全体を無償化するとか、一律いくら補助をするという考え方で実施しているところはありますが、第3子以降に限ってという例は県内ではございません。ただ、全国的に見ますと、千葉市がこれを導入したと記憶しております。花巻市で実施した場合、概算ですが、1,700万円程度の持ち出しになるかというところがあります。1,700万円であればという金額かもしれないのですが、子育て支援という観点では、より大きな問題として、この先、さらに保育料の軽減をしたいと考えている部分があり、金額等々合わせた場合、やはり1,700万円は大きな金額になってしまうということがございます。教育委員会としては、まず就学援助ということで、本当に困っている人たちを救うことを優先したいということでの話になるかと思っております。委員ご指摘のとおり、この質問の趣旨は人口減少対策なのですが、教育委員会として人口減少対策について述べるというものではないと考え、このような答弁になっているという状況でございます。

**○佐藤教育長**

これからも、適正規模・適正配置については、それぞれの地域に入ってじっくりとお話をしていくということですので、それぞれの地域のお伺いをしっかり聞いた上でということになるかと思えます。人口減少対策という趣旨でしたが、やはり本当に困っている人を優先して手を打つことが大事ではないのかということで、先ほどお話がありました、要保護基準について、現在は1.3倍ということで就学援助をしているのですが、それを1.5倍までもっていきたいということ、本当に困っている人について、まず支援することが最優先だろうと思っております。

それから、給食施設については、旧花巻市内の施設7つ、調理場もほとんど老朽化していて限界を迎えております。大体4,000食、衛生基準もかなり厳しくなっていますし、アレルギー対応等いろいろな課題がありますので、給食をめぐるは施設・設備の整備がまず

は最優先だろうと思います。

それから、保育料の減免ということで、どれをとっても非常に大きい予算規模なので、そちらをできるだけ検討していくことが、やはり優先度が高いのではないのかと判断をして答弁いたしました。

ほかにございますか。質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(なしの声)

#### ○佐藤教育長

「質疑なし」と認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次の報告、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配布いたしました日程表によりまして、報告に代えさせていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会といたします。大変ありがとうございました。